名称	社会民主党全国連合周辺地域
期間	平成二十二年一月十七日から平成二十三年一月十六日まで
地域	東京都千代田区　隼町　麹町一丁目（一番、三番、五番及び七番に限る。） 平河町一丁目（七番から九番までに限る。） 平河町二丁目（一番から三番まで及び七番から十六番までに限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○総務省告示第十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十二年一月十三日

総務大臣　原口　一博

名称	公明党本部周辺地域
期間	平成二十二年一月十七日から平成二十三年一月十六日まで
地域	東京都新宿区　南元町　信濃町　霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）
	東京都港区　元赤坂二丁目（二番に限る。）　北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十三日

消防庁長官　河野　栄

登録者番号	氏名又は名称
AE—㉗—1114	康村　民昭
AE—㊳—1115	株式会社オノダ
B—㉒—1116	浜田木材工業株式会社
F—⑬—1221	雄心貿易株式会社
FE—⑬—1232	大河通商株式会社
F—⑬—1233	株式会社藍通
F—⑬—1234	シンコールインテリア株式会社
F—㉗—1235	有限会社剛道建設
F—⑬—1236	株式会社ヴィズウィン
F—⑬—1237	コダック株式会社
F—㉘—1238	株式会社三高
FE—⑬—1239	株式会社マツザワ・アンド・アソシエイツ
F—㉓—1240	愛知繊維株式会社
D—㉙—7053	相馬　柏
C—㊽—7054	株式会社シロヤパリガン
CFE—㉙—7055	ナテック株式会社
E—⑪—43457	井上　清
E—⑪—43458	小林　晋也
E—㉕—43459	株式会社イセキ
E—②—43460	株式会社コウケン室内
E—㉘—43461	株式会社春喜不動産
E—㉘—43462	株式会社クロダ銀泉堂
E—㊵—43463	大西　薫
E—㉚—43464	東　忠央
E—⑯—43465	有限会社ニッソー
E—⑨—43467	加藤　孝久
E—㉓—43477	株式会社日展
E—㉘—43478	尾崎　栄治
E—㉗—43479	有限会社テイクアート
E—㉗—43480	大西　修治
E—⑬—43481	有限会社ホリベ
E—⑬—43482	株式会社サポート
E—⑬—43483	株式会社ストリーム
E—㊻—43484	有限会社近藤内装
E—㉗—43485	有限会社あすなろ工房
E—㉗—43486	白井　利典
E—㉟—43487	互光建物管理株式会社
E—㉗—43488	市川　豊蔵
E—㊲—43489	山村　修理
E—㉗—43490	谷口　重秋
E—㉓—43491	川田　喜久雄
E—㉙—43492	株式会社サンインテリア
E—⑮—43493	有限会社インテリアファクトリー
E—㉓—43494	株式会社サンナイン工装
E—⑬—43495	株式会社ＤＥＣＫ
E—㉖—43496	橋本　勉
E—㉚—43497	宮崎建材株式会社
E—㊺—43498	合同会社サンテクノ
E—㉖—43499	松島　尚喜
E—㊳—43500	蔵園　秀文
E—㊺—43501	株式会社プラザクリエイトイメージング
E—⑬—43502	杉本　佳昭
E—㉓—43503	共栄ソーイング株式会社
E—⑯—43504	株式会社さわや
E—㉝—43505	有限会社マーサ
E—㊵—43506	株式会社イマジン
E—㉒—43507	海子　保雄
E—④—43508	青山　和也
E—㉗—43509	株式会社宮岡吹付商会
E—㊳—43510	シンコール株式会社
E—⑬—43511	佐野　雄大
E—⑲—43512	朝日産業株式会社
E—⑪—43513	後藤　誠
E—㉑—43514	有限会社ＮＥＷＴＹＰＥ
E—㉗—43515	株式会社インテリアヨシカワ
E—㉗—43516	星山　吉秀
E—㉓—43517	株式会社オールマン
E—㉑—43518	株式会社ＯＮＯＳＨＩＭＡ
E—⑭—43519	ゼロタスホールディングス株式会社
E—⑬—43520	赤津　守江
E—⑦—43521	有限会社ＯＫテント工業
E—㊵—43523	北川　學
E—㉔—43524	原沢　孝禎
E—⑩—43525	辻野　恭司
E—㉗—43526	田代　守
E—㉒—43527	株式会社エーゼット
E—⑬—43528	森田　克彦
E—㊵—43530	有限会社エフ・シー・ジー
E—㊵—43531	有限会社マスダデザイン
E—㊸—43532	水谷　政広
E—㉓—43533	株式会社ガロ
FE—㉒—Q0010	株式会社カズマ
FE—⑱—Q0011	

○法務省告示第十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年一月三十日から効力を生ずる。

平成二十二年一月十三日

法務大臣　千葉　景子

東京都大島町長
東京都利島村長
長崎県北松浦郡小値賀町長
宮崎県児湯郡都農町長
山形県最上郡鮭川村長

○法務省告示第十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年一月十三日

法務大臣　千葉　景子

住所	大阪市生野区林寺５丁目６番28号
朴英司	昭和17年12月21日生
姜能利子	昭和19年６月14日生
朴錫奎	昭和41年２月７日生
朴玟子	昭和42年８月28日生
朴泰奎	昭和45年２月26日生
朴南奎	昭和48年12月３日生
住所	堺市西区鳳東町６丁689番地11
康寶喜	昭和53年５月１日生
住所	大阪市東成区東小橋３丁目３番23号
韓弘隆	昭和55年11月27日生
住所	大阪市住吉区東粉浜２丁目12番５号
車良平	昭和37年12月31日生
朴華榮	昭和42年２月１日生
車倫子	平成元年11月２日生
車英子	平成３年１月24日生
車文子	平成４年11月19日生
住所	大阪市住吉区遠里小野３丁目２番34号
李眞砂美	昭和48年７月14日生